

博物館機能強化推進事業委託実施要項

令和4年2月4日

文化庁次長決定

令和5年1月13日改正

令和5年3月22日改正

1 趣旨

文化審議会において「これからの博物館に求められる役割」（5つの方向性）が提示され、これまで博物館が担ってきた基本的な役割とともに、新たに社会的・地域的な課題への対応と、持続可能な経営基盤の確立の必要性が示された。これを踏まえた博物館法の改正を見据えて、本事業では博物館に求められる新たな役割に対応するための先進的な取組を支援し、その内製化と横展開を目指す。また、博物館がこのような新たな役割を担うに当たって必要な組織改革の取組の促進や研修等の新しい博物館制度において国が果たすべき役割を実行するための事業を行う。

2. 委託業務の内容

- (1) Innovate MUSEUM 事業の企画・運営
- (2) 新たな課題対応のための組織改革の取組の促進に係る調査研究
- (3) 新登録制度実行のための体制の検討・整備に係る調査研究
- (4) 博物館人材養成・質の向上事業に係る企画・運営、調査研究
- (5) 博物館の再整備等に係る連携可能性等調査研究
- (6) その他上記（1）から（5）の業務に付随する必要な業務

3 業務の委託先

委託先は、次の要件のいずれかを満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款又はこれらに類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
 - ウ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること
 - エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。

7 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額に充当した委託費の額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。
- (4) 本事業の再々委託は認めない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領及び経費計上の留意事項等に定めるところによる。